

【会議資料 1】

蒲郡市教育振興基本計画の策定について

目次

1. 教育振興基本計画について.....	2
(1) 法的位置づけ.....	2
(2) 国及び県の計画、市の上位計画、関連分野との関係.....	2
2. 国及び県の動向と地域や社会の課題.....	4
(1) 国の動向.....	4
(2) 愛知県の動向.....	6
(3) 「計画」が捉えるべき地域や社会の課題.....	7
3. 市の教育振興施策の現状.....	9
(1) 教育内容や環境に対する市民の満足度.....	9
(2) 本市の教育振興施策の主な取組.....	10
(3) 学力や体力に関する調査結果.....	11

令和4年8月

蒲郡市教育委員会

1. 教育振興基本計画について

(1) 法的位置づけ

教育振興基本計画の法的位置づけについては、「蒲郡市教育大綱」（平成 28 年 3 月策定）とあわせて整理すると、次の表のとおりです。

区分	蒲郡市教育振興基本計画 (令和 5 年 3 月策定予定)	蒲郡市教育大綱 (平成 28 年 3 月策定)
根拠法令	教育基本法 第 17 条	地方教育行政の組織及び運営に関する法律 第 1 条の 3
策定主体	地方公共団体	地方公共団体の長 ※総合教育会議において要協議
策定方法	国の「教育振興基本計画」を参酌し、その地域の実情に応じ策定	
範囲等	地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画	地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱
策定義務等	努力義務	義務（必須）

なお、地方公共団体において、教育振興基本計画その他の計画を定めた場合には、その中の目標や施策の根本となる方針の部分が大綱に該当すると位置づけることができると考えられることから、地方公共団体の長が、総合教育会議において教育委員会と協議・調整し、教育振興基本計画をもって大綱に代えることと判断した場合には、別途、大綱を策定する必要はないとされています（平成 26 年 7 月 17 日 文部科学省初等中等教育局長 通知）。

このため、[今回の「蒲郡市教育振興基本計画」の策定をもって、「蒲郡市教育大綱」を改定した](#)こととなります。

(2) 国及び県の計画、市の上位計画、関連分野との関係

教育振興計画は、市の教育行政（学校教育、生涯学習、文化芸術、スポーツ、人権教育）を包含する計画で、その目標や施策の根本となる方針の部分は、前述の「蒲郡市教育大綱」としても位置づけられます。

また、その策定にあたっては、国及び県の計画との整合性ととも、上位計画である「第五次蒲郡市総合計画」との整合性に留意し、計画に関わる各分野の施策を体系化します。

■蒲郡市教育振興基本計画の位置づけ



【第五次蒲郡市総合計画 教育・文化分野の基本目標等】

〈基本目標〉人と文化を未来につなぐまちづくり

- 子どもたちの個性や生きる力を育む学校教育や生涯学習・スポーツの充実
- 伝統・文化を伝えることにより、まちに愛着と誇りの持てる次代を担う人材や心豊かな人を育成

〈めざす将来の姿〉

学校教育

- 感性豊かで、命、人を大切にする、心身ともに健康な子どもが育っています
- 自分のよさを生かし、蒲郡の人や地域とともに生きる子どもが育っています

スポーツ

- 市民の一人ひとりがスポーツを身近に楽しみ、健康に過ごしています
- スポーツを通じた交流により、まち中に元気な声援が響きあっています

文化芸術

- 誰もが文化芸術に気軽にふれる機会を持ち、活動・発表することができます
- ふるさとの歴史・文化・自然に誇りを持ち、次世代へ守り伝える環境が整っています

生涯学習

- 生涯学習活動の応援体制により、生涯学習活動に参加する市民の生きがいづくりの場となっています
- 地域に根ざした生涯学習活動がまちづくりへと広がっています

2. 国及び県の動向と地域や社会の課題

教育振興基本計画の策定にあたっては、人生100年時代、Society5.0の到来、新型コロナウイルス感染症への対応など、社会の急速な変化と、予測困難な時代を迎えていることを前提としつつ、国や県の動向とともに、「計画」が捉えるべき地域や社会の課題を整理しておく必要があります。

(1) 国の動向



教育振興基本計画

平成30年6月、人生100年時代の到来と2030年以降の社会を展望した「第3期教育振興基本計画」（文部科学省）が閣議決定されました。

今後5年間の教育政策の目標と施策のなかに、「家庭・地域の教育力の向上、学校との連携・協働の推進」、「人生100年時代を見すえた生涯学習の推進」、「人々の暮らしの向上と社会の持続的発展のための学びの推進」、「職業に必要な知識やスキルを、生涯を通じて身につけるための社会人の学び直しの推進」、「障がい者の生涯学習の推進」等が盛り込まれています。

なお、第3期計画中の教育改革の動向として、中央教育審議会では、主に次のような答申が行われています。

【第3期教育振興基本計画中の教育改革の動向】

中央教育審議会の主な答申	概要
人口減少時代の新しい地域づくりに向けた社会教育の振興方策について (平成30年12月21日)	「社会教育」を基盤とした、人づくり・つながりづくり・地域づくりに向けた具体的な方策として、「1. 学びへの参加のきっかけづくりの推進」、「2. 多様な主体との連携・協働の推進」、「3. 多様な人材の幅広い活躍の促進」、「社会教育の基盤整備と多様な資金調達手法の活用等」の4つが示されています。
新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について (平成31年1月25日)	学校における働き方改革の目的や、その実現に向けた方向性を示した上で、勤務時間管理の徹底と勤務時間・健康管理を意識した働き方改革の促進、学校及び教師が担う業務の明確化・適正化、学校の組織運営体制の在り方、教師の勤務の在り方を踏まえた勤務時間制度の改革、学校における働き方改革の実現に向けた環境整備等について具体的な方策が盛り込まれています。
「令和の日本型学校教育」の構築を目指して～すべての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～ (令和3年1月26日)	2020年代を通じて実現を目指す学校教育を「令和の日本型学校教育」とし、その姿を「全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学び」と定義。これを踏まえ、各学校段階における子供の学びの姿や教職員の姿、それを支える環境について、「こうあってほしい」という願いを込め、新学習指導要領に基づいて、一人一人の子供を主語にする学校教育の目指すべき姿を具体的に描いている。各論においては、総論で描いた「令和の日本型学校教育」の実現に向けた具体的な方策等が盛り込まれています。
第3次学校安全の推進に関する計画の策定について (令和4年2月7日)	各学校における安全に係る取組を総合的かつ効果的に推進するため、今後5年間（令和4年度～8年度）における学校安全に係る施策の基本的方向性と、学校における安全教育や安全管理の取組の充実、学校内外における組織的な取組の推進など学校安全に関する推進方策が示されています。

また、本年3月の中央教育審議会教育振興基本計画部会（第1回）では、「次期教育振興基本計画（令和5年度～9年度）諮問の概要」が示されており、「デジタル」と「リアル」の最適な組合せの観点から、コロナ後の教育や学習の在り方について検討すること、そして、ウェルビーイングが実現されるように制度等の在り方を考えていくことが、課題として提起されています。



中央教育審議会生涯学習分科会

本年4月現在、第11期中央教育審議会生涯学習分科会における議論の整理(仮称)骨子イメージ(案)が示されています。

生涯学習・社会教育が果たしうる役割として、「～より良く生きようとする一人一人の意思を尊重しながら、共に学び、支えあう生涯学習・社会教育～」をテーマに、“生涯学習を通じたウェルビーイングの実現”と“社会的包摂の実現を図る役割”、“地域コミュニティの基盤としての役割”が重要視されています。

また、市町村は「地域の多様なステークホルダーと連携しつつ、社会的包摂の実現や地域コミュニティ構築に向けた取組を地域住民の学習活動の支援を通じて推進する」、そして教育委員会は「生涯学習社会の実現に向け、社会的包摂の実現や地域コミュニティ構築に関する施策を中心として、首長部局とも積極的に連携を図る」ことが求められています。



文化芸術推進基本計画

文化芸術の「多様な価値」を生かして「文化芸術立国」の実現を目指す「文化芸術推進基本計画（第1期）」（文化庁）が平成30年3月に閣議決定されました。これにより、各自治体においても、自主的かつ主体的にその地域の特性に応じた文化芸術に関する施策の積極的な推進に努めることが求められています。



スポーツ基本計画

令和4年3月に「第3期スポーツ基本計画」（文部科学省）が策定され、東京オリンピック・パラリンピック競技大会（東京大会）のスポーツ・レガシーの発展に向けて、特に重点的に取り組むべき施策が示されているとともに、①スポーツを「つくる／はぐくむ」、②「あつまり」、スポーツを「ともに」行い、「つながり」を感じる、③スポーツに「誰もがアクセス」できる、これら3つの新たな視点と支える具体的な施策が示されています。



人権教育・啓発に関する基本計画

私たちが幸せに生きるための権利であり、人種や民族、性別等に関わらず一人ひとりに備わった権利である人権尊重の社会実現に向けて、「人権教育・啓発に関する基本計画」が平成14年3月に閣議決定されました。以後、計画の一部変更（平成23年4月閣議決定）を経つつ、時代に即した形で人権教育や様々な施策が推進されています。

(2) 愛知県の動向

愛知県では、AI、IoT、ロボット工学などの技術革新の加速度的な進展や少子高齢化の進行、外国人児童生徒の増加など、社会情勢の変化とともに、教育のデジタル化や「学校の新しい生活様式」に合わせた教育環境への対応など、教育の在り方の変化を踏まえて、令和3年度から令和7年度までの5年間の計画期間とする「あいちの教育ビジョン 2025 -第四次愛知県教育振興基本計画-」が策定されました。

●基本理念

「自らを高めること」と「社会の担い手となること」を基本とし、
ふるさとあいちの文化・風土に誇りをもち、世界的視野で主体的に深く学び、
かけがえのない生命や自分らしさ、多様な人々の存在を尊重する豊かな人間性と
「知・徳・体」にわたる生きる力を育む、あいちの教育を進めます。

●基本的な取組の方向と取組の柱

基本理念を踏まえ、県計画では7つの取組の方向と30の取組の柱を設定しています。

これらの方向や柱に基づく施策を展開するに当たっては、「社会全体で取り組む」、「多様性を尊重する」、「SDGsの考えに基づいた活動であること」、「ICTの活用を推進する」、「全てのライフステージで、切れ目のない活動を行う」という視点が重要視されています。

取組の方向	取組の柱
(1)自ら学びに向かう教育を充実させ、自己の可能性を伸ばす力を育みます	① 主体的・対話的で深い学びの推進ときめ細かな指導の充実 ② 情報活用能力の育成とICT活用教育の推進 ③ SDGsの理念を踏まえた教育の推進 ④ 多様な学びを保障する学校・仕組みづくり ⑤ 理数教育の推進 ⑥ 特別支援教育の充実 ⑦ 幼児教育の充実 ⑧ 私立学校の振興 ⑨ 大学等高等教育の振興
(2)人としての在り方・生き方を考える教育を充実させ、実践力を伴った道徳性・社会性を育みます	⑩ 人権教育・多様性理解の推進 ⑪ 道徳教育の充実 ⑫ いじめへの対応の充実 ⑬ 不登校児童生徒への対応の充実 ⑭ 主権者教育等の推進
(3)健やかな体と心を育む教育を充実させ、生涯にわたって、たくましく生きる力を育みます	⑮ 生涯学習の推進 ⑯ 家庭教育・子育て支援、子供の貧困対策の充実 ⑰ 学校体育・生涯スポーツの充実 ⑱ 健康教育・食育の推進
(4)ふるさとの魅力やあいちの伝統・文化に学びつつ、技術の進歩に取り組み、社会の発展を支える人を育みます	⑲ ふるさと教育の推進と新たな文化の創造 ⑳ 社会の担い手の育成に向けたキャリア教育の推進 ㉑ 産業を支える人材の育成

(5)世界とつながり、生き生きと活躍するために必要な力を育みます	㉒ グローバル社会への対応の推進 ㉓ 外国語教育の充実 ㉔ 日本語指導が必要な児童生徒等への支援の充実
(6)子供の意欲を高め、教師の働きがいがある魅力的な教育環境づくりを進めます	㉕ 学校における働き方改革 ㉖ 開かれた学校づくりと学校への支援 ㉗ 教員の人材確保と資質向上の推進 ㉘ 学校施設・設備の充実
(7)大規模災害や感染症拡大等の緊急時においても、子供たちが安心・安全に学べることを保障します	㉙ 大規模災害や感染症拡大等の緊急時における学びの保障 ㉚ 学校安全・防災教育の推進

(3)「計画」が捉えるべき地域や社会の課題

蒲郡市においても、少子高齢化が急速に進み、人口減少社会となっており、社会の潮流（グローバル化及び高度情報化の進行等）と無縁ではなく、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を含め、市民の暮らしは様々な面で変化しています。

社会の潮流を踏まえて、今回の「計画」が捉えるべき地域や社会の主な課題を整理すると、次のとおりです。

課題1 人生100年時代を自分らしく生きるために

医療体制・医学の進歩、生活水準の向上などを背景に、人生100年時代の到来が予測されています。こうした中で、生涯に複数の仕事を持つことや、仕事を引退したのちにボランティアに取り組み、地域や社会の課題解決のために活動することが一般的になると想定されます。誰もが学び直し、活躍できるチャンスを得られる環境を整備していくことが重要です。

課題2 グローバル化に伴う国際的な地位の向上に向けて

グローバル化が加速し、世界の国々の相互影響と依存の度合いが急速に高まる中、貧困や紛争、感染症や環境問題、エネルギー資源問題等、地球規模の人類共通の課題が増大することが見込まれます。こうした中で、ジェンダーや温暖化対策における日本の国際的な順位は低く、世界基準での課題への対応についても理解を深め、国民一人ひとりが取り組んでいくことが必要です。

課題3 地域コミュニティの強化に向けて

子ども同士や子どもと地域住民との交流の機会は、自治会、町内会等の地縁団体が主な担い手でしたが、近年高齢化の急速な進展による地縁団体の担い手不足から、これまでのような機能を果たすことが困難な状況にあります。子どもたちを含む全ての地域住民が、地域活動を通じて規範意識やコミュニケーション能力を身につける機会を拡充していくことが必要です。

課題4 情報化の進展に対応するために

IoT や AI 等をはじめとする技術革新が一層進展し、社会や生活を大きく変えていく Society5.0 の到来が予測される中で、こうした技術を活用して誰一人取り残されない社会を実現するとともに、情報技術を活用し、地域や社会、組織等の改善や高付加価値のモノ・サービスを生み出すことのできる人材の育成が求められています。

課題5 SDGs（持続可能な開発目標）に対応するために

SDGs は、国連で採択された「持続可能な開発目標」の略称であり、「誰一人取り残さない」社会づくりを推進するための目標です。SDGsの推進にあたっては、経済・社会・環境の統合を目指すことが重要であるとされており、その目標達成のためにはすべての国、自治体、産業界、市民等の関係者がパートナーシップの下で行動に移していく必要があります。



3. 市の教育振興施策の現状

蒲郡市では、総合教育会議での協議を経て、教育の基本理念、目標及び教育指針を定めた「蒲郡市教育大綱」が平成28年3月に策定されているとともに、平成20年3月に策定された「蒲郡市学校教育ビジョン」は、平成30年3月に2度目の改訂が行われています。

このような大綱やビジョンに基づき推進されている市の教育振興施策の現状を整理すると、次のとおりです。

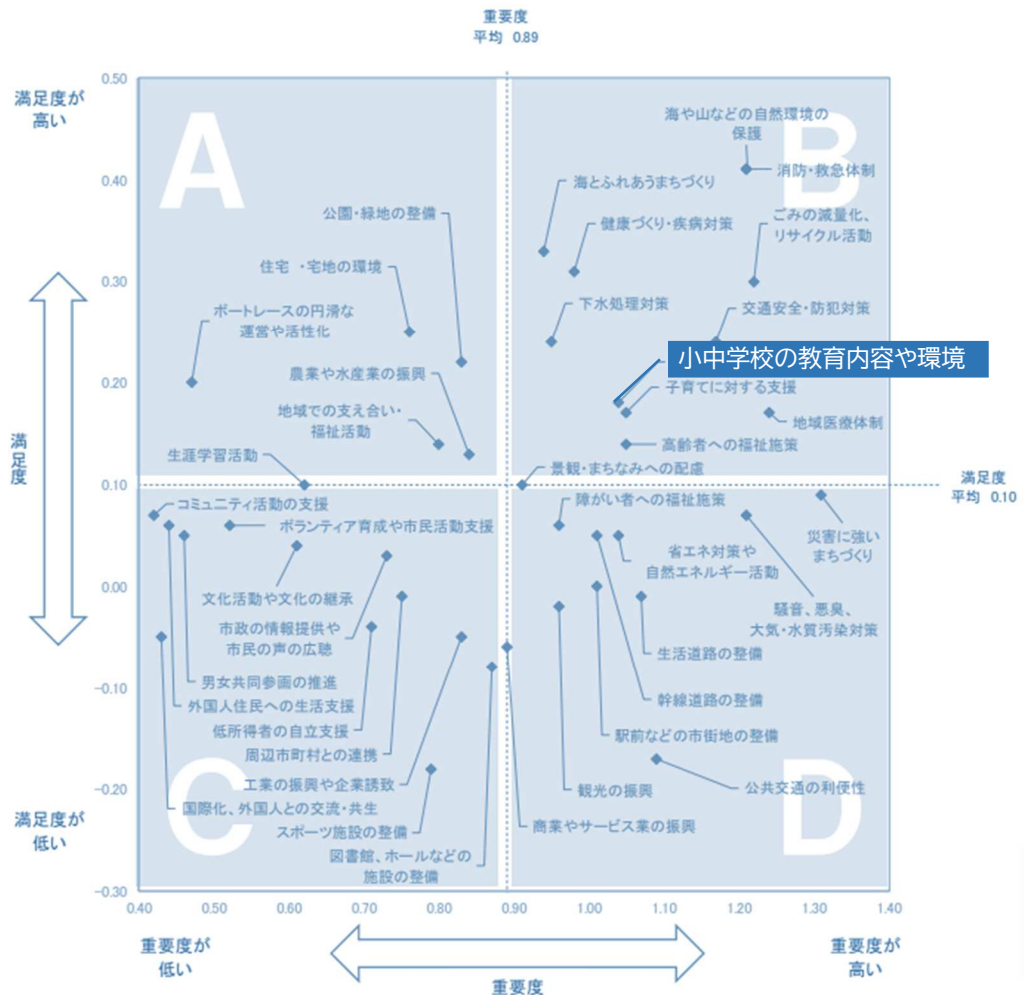
(1) 教育内容や環境に対する市民の満足度

● 「小中学校の教育内容や環境」への「満足度が高く、重要度も高い」

◇各種教育振興施策は着実に推進されており、市の施策に対する市民の満足度及び重要度（令和2年度市民意識調査結果）を見ると、「小中学校の教育内容や環境」は、Bエリア「満足度が高く、重要度も高い」施策に位置づけられ、おおむね満足が得られているが、引き続き維持していくことが求められています。

- A：維持施策項目
満足度が高く、重要度は低い
- B：重点維持施策項目
満足度が高く、重要度も高い
- C：ウォッチング施策項目
満足度が低く、重要度も低い
- D：重点改善施策項目
満足度が低く、重要度が高い

出典：令和2年度
蒲郡市市民意識調査
調査結果報告書



(2) 本市の教育振興施策の主な取組

◇教育振興施策を「学校教育」「家庭教育」「社会教育（生涯学習）」と分類すると、本市では以下の表のような取組が推進されています。

分類	蒲郡市で実施されている主な取組
<u>学校教育</u>	<ul style="list-style-type: none"> ★ 小学校1年生から中学校3年生までの全学年で少人数（35人）学級を実現 ★ 各小中学校と「生命（いのち）の海科学館」との連携による理科教育の推進 ★ 教育の情報化の推進（令和2年度時点で全国や県の平均値を上回る教育用コンピュータの配布と普通教室への無線LAN整備等）
<u>家庭教育</u>	<ul style="list-style-type: none"> ★ 蒲郡市青少年センターの「子ども・若者相談窓口」、「地域ふれあい活動」 ★ 子どもが安全にインターネットを使うための出前講座 ★ 10代とその保護者を対象に、進学や就職のサポートをする相談支援機関「ここ来る教室」
<u>社会教育 （生涯学習）</u>	<ul style="list-style-type: none"> ★ 蒲郡市文化・スポーツリーダー（GCSL）登録制度※ ★ 「生命（いのち）の海科学館」や愛知工科大学等、地域資源を活用した学習活動（「蒲郡少年少女発明クラブ」等） ★ 地域学校協働活動ボランティア

※蒲郡市文化・スポーツリーダー（GCSL）登録制度の概要

【GCSLって何？】

自分の趣味を生かして、市民のみなさんの活動をお手伝いするボランティアの方達です。それぞれの特技などで生涯学習課に登録していただき、市内のグループ・団体から派遣の申請があった時に、出向いて指導していただいています。

G（蒲郡）
C（カルチャー文化）
S（スポーツ）
L（リーダー）
の略称です。

【目的】

市民憲章三つの誓いの推進運動の一環として「ひとづくり」「まちづくり」に役立てるために、スポーツ、レクリエーション、文化的な活動に優れた能力や技術をお持ちの方に登録していただき、その能力を市民の生涯学習活動の支援していく目的です。